

広島県告示第二百二十七号

平成十五年広島県告示第千三百七十二号（広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五九〇円」に、「二、五三〇円」を「二、六〇〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「七八〇円」を「八〇〇円」に改める。